

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 4 月 21 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部管財課事務係（財産管理担当） TEL (011) 211-2222 FAX (011) 218-5146

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 市有地除草業務（中央区・南区）

イ 市有地除草業務（北区・白石区）

ウ 市有地除草業務（厚別区・豊平区・清田区）

エ 市有地除草業務（東区・西区・手稲区）

(2) 調達案件の仕様等

上記(1)の件名ごとにそれぞれ仕様書（別紙 1 ア～エ）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(4) 履行場所

上記(1)の件名ごとにそれぞれ仕様書のとおり。

(5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、仕様書に示した各工種における予定面積に入札者が各工種に応じて設定した単価（小数点第 2 位まで記載して良い）を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の合計の額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

なお、本案件に係る契約金額については、別紙 1 入札書に記載された各工種に応じた単価に 10% に相当する額を加算した金額（小数点第 2 位未満は切捨てる）とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が中分類「公園街路樹等管理業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中にな

いこと。

- (6) 一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 7年 5月14日(水) 16時00分(送付による場合は必着)
- (3) 開札の日時及び場所
上記2(1)の件名ごとにそれぞれ以下のとおり
- ア 令和 7年 5月15日(木) 10時00分
イ 令和 7年 5月15日(木) 10時05分
ウ 令和 7年 5月15日(木) 10時10分
エ 令和 7年 5月15日(木) 10時15分

札幌市財政局管財部契約管理課 14階入札室
(札幌市中央区北1条西2丁目市役所14階北側)

- (4) 入札書の提出方法
別紙2の入札書様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。